

令和8年度「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務企画提案 仕様書

1 事業名

令和8年度「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年2月28日

3 事業目的

「しまくとぅば」は、地域の伝統行事・伝統芸能や民謡、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層となる大切な言葉である。

しかしながら、話者の減少等により消滅の危機に瀕していることから、各種イベント及び広報活動などにより、全県的かつ横断的な「県民運動」を推進し、県民が「しまくとぅば」に触れる機会を増やすことで、普及、継承を図る。

4 委託料の上限額

委託料の上限額は 14,907 千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 委託事業の内容

業務内容については以下のとおりであるが、各項目の実施にあたっては、安全管理対策に配慮した内容とすること。また、状況によっては、協議の上、内容を変更することがある。

(1) 「しまくとぅば県民大会」の実施

①日時：令和8年9月20日（日）

9：00－12：00（機材搬入、会場設営、リハーサル）

13：00－18：00（開場～撤去）

②場所：鳳ホール/読谷村

（※会場仮予約済 契約後に受託者から本予約申請等の手続を行うこと）

③プログラム（3時間程度）

・挨拶（知事による主催者挨拶及び来賓挨拶）

・U－18島唄者コンテスト（本選）

④実施にあたっての留意事項

ア 当該大会をとおしてイベント進行運営（ステージ進行、入場者整理、会場設営撤去、動画撮影、審査集計、アンケート実施）を行うこと。

イ プログラムを作成すること。（次第、U－18島唄者コンテスト（本選）出場者紹介（顔写真/学校名/氏名/歌））（両面カラー4P、600部）

ウ シナリオ（進行台本）を作成すること。

エ U－18島唄者コンテスト（本選）の審査方法は、各出場者の発表を審査員が審査する形とする。

オ U－18島唄者コンテスト（本選）の出場者は15名程度とし、その応募及び選考

は(3)-(3-1)で示すU-18島唄者コンテスト予選会で選考する。

- カ U-18島唄者コンテスト（本選）の出場者に係る旅費については、次のとおりとする。（出場者本人+保護者1名：計2名分）
- 北部地区 3組（うち2組は北部離島から1泊2日）
 - 中部地区 3組
 - 南部地区 3組
 - 宮古地区 2組（1泊2日）
 - 八重山地区 2組（1泊2日）
 - 県外地域 2組（東京から1泊2日）
- キ U-18島唄者コンテスト（本選）については、沖縄県及び沖縄県文化協会の共催であることから、沖縄県文化協会においては、以下の事務を行う。
- ・当日の受付等の運営補助（8名程度）
 - ・審査員の手配と報償の支給
 - ・コンテストにおける副賞及び参加賞の用意
- ク 大会終了後は動画を県の指定したサイトにアップすること。
- ケ イベントにおける音楽等の使用について、著作権に係る必要な手続を行うこと。
- コ 会場（ホール及びホワイエ等の展示可能スペース）に展示ブースを設置し、開催地域のしまくとぅば普及の取組及び県が選定するしまくとぅば普及促進事業費補助団体の取組活動を紹介するとともに、(4)-(4-1)「連携展示」で制作するパネルを活用して取組周知を行うこと。ブースの設営および撤去作業を含む。
- サ 「展示ブース設置にあたっては、沖縄県文化協会及び開催地域の市町村文化協会と連携の上、調整を進めること。」

⑤提案内容

- ア ステージ構成（司会者については、契約後に調整することとし、必要経費として見積もること）
- イ 入場者整理方法

※会場費については、別紙参考資料「各イベント会場施設の予約状況等」を参考に、イベントの実施内容に応じて必要な設備等を追加・削除し、会場使用料を含め、必要経費を見積もること。

(2) 「しまくとぅば普及継承イベント」の実施

- ①日時：令和9年1月31日（日）午後
 - 9：00-12：00（機材搬入、会場設営、リハーサル）
 - 13：00-18：00（開場～撤去）
- ②場所：アイム・ユニバースてだこホール/浦添市
（※会場仮予約済 契約後に受託者から本予約申請等の手続を行うこと）
- ③プログラム（3時間程度）
 - ・挨拶（主催者挨拶及び関係者挨拶）
 - ・しまくとぅば語やびら大会
- ④実施にあたっての留意事項

- ア 当該大会をとおしてイベント進行運営（ステージ進行、入場者整理、会場設営撤去、動画撮影、アンケート実施）を行うこと。
- イ プログラム作成（次第、活動報告団体一覧、しまくとうば語やびら大会（県大会）出場者紹介（所属/氏名/発表項目））（両面カラー4P、600部）
- ウ シナリオ（進行台本）を作成すること。
- エ しまくとうば語やびら大会（県大会）では、審査は行わず、各地区の出場者がそれぞれ発表を披露する形とする。
- オ しまくとうば語やびら大会（県大会）の出場者は18名程度とし、その応募及び選考は(3)-(3-2)で示すしまくとうば語やびら地区大会で選考する。
- カ しまくとうば語やびら大会（県大会）の出場者に係る旅費については、次のとおりとする。
 - 北部地区 4名（うち2名は北部離島から1泊2日）
 - 中部地区 5名
 - 南部地区 4名
 - 宮古地区 2名（1泊2日）
 - 八重山地区 3名（1泊2日）
- キ しまくとうば語やびら大会（県大会）については、沖縄県及び沖縄県文化協会の共催であることから、沖縄県文化協会においては、以下の事務を行う。
 - ・当日の受付等の運営補助（8名程度）
- ク 大会終了後は動画を県の指定したサイトにアップすること。
- ケ イベントにおける音楽等の使用について、著作権に係る必要な手続を行うこと。
- コ 会場（ホール及びホワイエ等の展示可能スペース）に展示ブースを設置し、開催地域のしまくとうば普及の取組及び県が選定するしまくとうば普及促進事業費補助団体の取組活動を紹介するとともに、(4)-(4-3)「連携展示」で制作するパネルを活用して取組周知を行うこと。ブースの設営および撤去作業を含む。
- サ 「展示ブース設置にあたっては、沖縄県文化協会及び開催地域の市町村文化協会と連携の上、調整を進めること。」

⑤提案内容

- ア ステージ構成（司会者については、契約後に調整することとし、必要経費として見積もること）
- イ 入場者整理方法

※会場費については、別紙参考資料「各イベント会場施設の予約状況等」を参考に、イベントの実施内容に応じて必要な設備等を追加・削除し、会場使用料を含め、必要経費を見積もること。

(3) しまくとうば関連イベントの開催

(3-1) U-18 島唄者コンテスト予選会

- ①日時：令和8年8月17日（月）9:00-17:00（午前：機材搬入、会場設営／午後：開場～撤去）
- ②会場：アイム・ユニバース てだこホール市民交流室/浦添市

(※会場仮予約済 契約後に受託者から本予約申請等の手続を行うこと)

③実施にあたっての留意事項

- ア 当該予選会をとおしてイベント進行運営（予選会の進行管理、入場者整理、会場設営撤去、審査集計）を行うこと。
- イ 当該予選会での審査は、応募者が会場にて実際に演奏する「会場審査」と、会場に来場できない応募者の提出動画を審査員が会場で視聴して審査する「動画審査」の両方式を併用して行うものとする。
- ウ 当該予選会については、出場者募集案内を作成し、関係機関等(302件)への送付に加えて、効果的な募集方法を提案すること。
- エ 当該予選会については、公募、募集受付及び取りまとめを行うこと。
- オ U-18島唄者コンテスト予選会については、沖縄県及び沖縄県文化協会の共催であることから、沖縄県文化協会においては、以下の事務を行う。
 - ・当日の受付等の運営補助（6名程度）
 - ・司会進行
 - ・審査員の手配と報償の支給
 - ・予選・本選出場者決定通知

④提案内容

- ア 効果的な出場者の募集方法（募集案内作成、対象者等）
- イ ステージ構成
- ウ 入場者整理方法

※会場費については、別紙参考資料「各イベント会場施設の予約状況等」を参考に、イベントの実施内容に応じて必要な設備等を追加・削除し、会場使用料を含め、必要経費を見積もること。

(3-2)しまくとぅば語やびら地区大会

① 場所：以下の4会場及び日時で実施 ※宮古は別団体が実施

(※会場仮予約済 契約後に受託者から本予約申請等の手続を行うこと)

- ア 北部：会場未予約（10月18日（日））
- イ 中部：北中城村中央公民館（10月24日（土））
- ウ 那覇・南部：八重瀬町中央公民館（10月25日（日））
- エ 八重山地区：会場未予約（日時未定）

② 実施にあたっての留意事項

- ア 当該地区大会をとおしてイベント進行運営（入場者整理、会場設営撤去）を行うこととし、各地区1会場あたり少なくとも1名を配置すること。
- イ 当該地区大会での審査方法は、各出場者の発表を審査員が審査する形とする。
- ウ 当該地区大会に係る出場者の旅費は計上しない。
- エ しまくとぅば語やびら大会については、沖縄県及び沖縄県文化協会の共催であることから、沖縄県文化協会においては、以下の事務を行う。
 - ・当日の受付等の運営補助（各会場8名程度）
 - ・ステージ進行・審査集計

- ・審査員の手配と報償の支給
- ・出場者推薦依頼（各地区の文化協会へ）
- ・地区大会・県大会出場者決定通知

※会場費については、別紙参考資料「各イベント会場施設の予約状況等」を参考に、イベントの実施内容に応じて必要な設備等を追加・削除し、会場使用料を含め、必要経費を見積もること。

(4) 「しまくとうばの日 20 周年記念事業」の開催

令和 8 年度は「しまくとうばの日に関する条例」施行 20 周年を迎えるため、下記の通り 3 つの「しまくとうばの日 20 周年記念事業」を実施する。

(4-1) 20 周年記念式典

①日時

令和 8 年 9 月 18 日（金） ※しまくとうばの日

②場所

沖縄県庁 4 階講堂（予定） 収容人数：210 名

③内容

- ・主催者・来賓挨拶
- ・県民宣言
- ・しまくとうば普及功労者表彰（表彰状、副賞（楯）、10 名程度）
- ・ゲストステージ（島唄）4 地域（宮古、八重山、与那国、本島）

④実施にあたっての留意事項

次の事項を実施すること。

ア 式典のシナリオ（進行台本）、式典用プログラム及び配布資料等の作成
（式次第、宣言文（宣言文は県が提供）、表彰者一覧、関係者メッセージ等）

イ 功労者表彰に係る表彰状・副賞（楯など）の作成（10 名程度を想定）

ウ 式典進行運営（進行、司会者人選、会場設営、音響等）

エ ゲストステージについては、宮古、八重山、与那国、本島の 4 地域それぞれから 1 名ずつ太鼓等の伴奏を付けて演奏する。各地域のしまくとうばの歌詞（原語および標準語訳）をパネルまたはパワーポイント等で表示するとともに、出演者の選定及び連絡調整も含めて実施すること。

オ 式典写真・動画撮影（記録用）

カ 安全管理、緊急時対応の体制整備

キ 広報（チラシ、WEB、SNS 等）

⑤ 提案内容

ア 式典構成（司会者については、契約後に調整することとし、必要経費として見積もること）

- ・ゲストステージ出演者（4 名）の候補

イ 広報手法（県民周知）

- ・告知媒体（チラシ、ポスター、WEB、SNS 等）

※ 上記実施内容に応じて必要な経費を見積もること。

ただし、会場使用及び音響設備については、県庁講堂で実施予定であるため、費用は発生しない。

(4-2) 記念冊子「しまくとぅば行政 20 年のあゆみ」発行

① 内容（例）

- ・しまくとぅば施策 20 年年表
- ・成果と課題
- ・関係者インタビュー（議会・研究者・教育現場・団体等）
- ・写真・資料編（県民大会、学校・地域活動、展示資料抜粋）

② 実施にあたっての留意事項

次の事項を実施すること

ア 県から提供される完成原稿・写真・資料等の内容及び印刷仕様（規格、ページ、紙質、製本方法、カラー等）を県と調整の上で決定すること。

（規格、ページ数（約 100 頁程度を見込む）、紙質、制作方法、カラー、発行予定日（令和 8 年 12 月頃））

イ 印刷・製本の発注及び進捗管理

※ 上記実施内容に応じて必要な経費を見積もること。

(4-3) 連携展示

① 期間

約 1 か月～2 か月間 ※時期は県が展示施設と調整の上で決定。

② 展示場所

県庁ロビー、琉球大学、県立図書館、その他関係機関（1～2 か所程度）

③ 内容

各機関が保有するしまくとぅば関連書籍・資料等の内容を反映したパネル展示を行う。また、各展示施設において共通して展示する「共通パネル」（※内容は県で作成）も設置する。

④ 実施にあたっての留意事項

次の事項を実施すること。

ア 県から提供される原稿を反映させた展示パネルの制作

規格は、縦 1800mm×横 900mm 程度、カラー印刷対応の自立式パネルとする。

設置数は、1 施設あたり 3～5 枚、共通パネルは各施設 1 枚とする。

イ 展示品の搬入・設営及び撤収に関する調整

ウ 広報（チラシ、WEB、SNS 等）

エ 展示設営・撤収

※ 上記実施内容に応じて必要な経費を見積もること。ただし、実施時には展示施設側とパネルのサイズや設置数について調整し、柔軟な対応ができるようにすること。

- (5) 「しまくとうばの日」の周知並びに(1)～(4)に係るプロモーションの実施
- ① ウェブを活用したプロモーション
 - ・SNS や動画共有サイトを活用し、「しまくとうばの日」の周知を図るとともに、(1)～(4)に係るプロモーションを行う。
 - ・特に令和8年度が「しまくとうばの日に関する条例制定」から20周年という節目であることに鑑み、20周年記念事業の周知を重点的に図ること。
 - ② ウェブ以外の媒体を活用したプロモーション
 - ・ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、「しまくとうばの日」の周知を図るとともに、(1)～(4)に係るプロモーションを行う。
 - ・特にしまくとうばの日に関する条例制定から20周年ということに鑑み、20周年記念事業の周知を図ること。
 - ③ 共有事項
 - ・しまくとうば県民運動ロゴの定着を図るため、事業全般について、当該ロゴを広く利用すること。
- (6) しまくとうばに関する施策の周知のための取組
- 県内で開催される展示会、体験型イベント、学習イベント、文化イベント、子ども向けイベント等への出展を通じて、県が実施しているしまくとうばに関する施策の周知を図る企画を提案すること。
- なお、具体的な対象イベントについては、想定されるイベントの種類、選定の考え方及び出展内容を提案するものとし、実施に当たっては県と協議の上決定すること。
- (7) 実施計画書の提出
- 次に掲げる内容を含む計画書を令和8年5月末までに県に提出し、承認を得ること。
- ・事業の内容（しまくとうば県民大会、しまくとうば普及継承イベント、しまくとうば関連イベント、しまくとうばの日20周年記念事業及び施策周知のための取組）
 - ・実施方法
 - ・実施体制
 - ・各種イベントのプログラム
 - ・実施スケジュール
 - ・その他県の指定する内容
- (8) 実績報告書作成・提出
- 実績報告書 紙媒体5部（A4版縦書き）及び電子データファイル
- ① 動画共有サイトに投稿した動画、その他イベントの映像（DVD）媒体 2部
 - ② 各イベント及び各プロモーションにおいては、集客数、閲覧数など、効果を測定し、その結果を報告書に記載すること。

6 経費区分

積算の経費については、以下の内容で提出すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金

額の根拠を記載すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等）
- ③ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
※再委託には、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。
※請負の例：（パンフレットの制作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品輸送等）
- ④ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内
- ⑤ 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- ⑥ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

7 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれることを条件とする。

8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的な連絡調整会議等の開催を通して文化振興課に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

10 留意事項

- ① 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

- ② 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、文化振興課と受託者との協議のうえ決定する。
- ③ 実務の実施にあたっては、文化振興課と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- ④ イベントに係る音楽等の使用について、著作権に係る必要な手続を行うこと。
- ⑤ 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び当該仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するにあたり必要となる事項はすべて実施することとする。

11 著作権

- ① 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- ② 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は沖縄県に帰属する。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。